

● 第2子以降の保育料減額制度を拡充しました

一世帯から2人以上のお子さんが保育園に通う場合、2人目以降のお子さんの保育料を軽減していますが、4月から、1人目のお子さんが幼稚園や認定こども園に通っている場合でも、2人目以降のお子さんの保育園保育料を減額しています(別表)。届け出が済んでいない方は、幼稚園などの在籍証明書をご用意して支授室(市役所4階)へ提出してください。

園子育て支授室 ☎内線2662

「三鷹市保育の実施に関する取扱要領」を改正しました

働き方の多様化に対応し、正確な審査を行い市民満足度の向上を図るため、「三鷹市保育の実施に関する取扱要領」を改正しました。主な改正点は①多胎子における希望保育所の順位、②保育所の希望順位による選考点数減算の廃止、③選考基準と調整点数表の項目・適用・条件・点数などです。10月1日(月)から施行します。

園子育て支授室 ☎内線2663

第1子：幼稚園、第2子以降保育園の場合の負担割合

	変更前	変更後
在園第1子	幼稚園保育料	幼稚園保育料
在園第2子	10割	5割
在園第3子	5割	1割
在園第4子以降	1割	1割

● 公共施設の アスベスト含有調査を 実施します

市では、平成16年11月に策定した「三鷹市公共施設アスベスト対策基本方針」に基づき、吹き付け材から1%を超えるアスベストが検出された施設について除去作業を進め、7月に該当施設の工事が完了しました。

一方、昨年の法改正により、アスベストの含有率がそれまでの「1%を超えるもの」から「0.1%を超えるもの」に変更されたため、市では同方針を改定し、市内約100施設、300カ所の公共施設アスベスト含有調査を実施します。調査終了は11月上旬の予定で、アスベストが確認された場合には、除去を前提に計画的に対応します。みなさんのご理解、ご協力をお願いします。

環境対策課 ☎内線2523

● 三鷹市職員を募集します 若干名

職種・応募資格(学歴不問) ①建築技術=昭和42年4月2日~51年4月1日生まれで、試験日現在において民間企業等での実務経験が8年以上ある一級建築士資格取得者。②土木技術=昭和52年4月2日~63年4月1日生まれの方。③保健師=昭和47年4月2日以降生まれで、資格取得者または平成20年3月末までに資格取得見込みの方。④栄養士=昭和56年4月2日以降生まれで、資格取得者または平成20年3月末までに資格取得見込みの方。⑤保育士=昭和56年4月2日以降生まれで、資格取得者または平成20年3月末までに資格取得見込みの方。

試験 1次試験(教養試験・専門試験)=9月16日(日)、2次試験以降は別途通知。建築技術は教養試験のみ。

勤務条件 ①初任給=大学新卒は約200,700円から、2年制短大新卒は約173,300円から(いずれも地域手当を含む。そのほか各種手当、職務経験年数加算あり) ②勤務時間など=午前8時30分~午後5時15分。完全週休2日制(土・日曜日) 勤務時間、休日は配置先により異なります。

募集要項と受験申込書 職員課(市役所3階) 市政窓口で配布。市のホームページからも入手できます。

8月6日(月)~22日(水)(消印有効)に受験申込書と履歴書に必要事項を自筆し、縦4×横3cmの写真(3カ月以内に撮影したもの)を添付、返信用50円切手を同封し配達記録郵便で「〒181-8555 三鷹市役所職員課」へ。東京電子自治体が共同運営している電子申請サービス <http://www.e-tokyo.lg.jp/> から申し込みます。詳細を必ず募集要項でご確認ください。

職員課 ☎内線2233

● 心身障がい者福祉手当の受給資格の確認と申請手続きを忘れずに

前年の所得が一定の基準を超えた場合や施設に入所した場合などは、心身障がい者福祉手当の受給資格がなくなることがありますが、所得が減って基準内となった場合や施設を退所した場合は、再度申請手続きを行うことで手当を受けられることがあります。

各種手当の受給資格などをお問い合わせの際は、忘れずに申請してください。

地域福祉課 ☎内線2619

三鷹市中心身障がい者福祉手当(一般障がい手当)の所得制限が変わります。

国の税制改正により今年度から住民税の税率などが変わりましたが、この影響を最小限とするため、心身障がい者福祉手当のうち一般障がい手当の所得制限額(市民税所得割額)を改正し、これまでと所得(課税標準額)の変わらない方が引き続き受給できるようにします。

改正内容(適用は8月1日から)
所得制限額(市民税所得割額) = 13万5千円に引き上げ
所得の範囲 = 土地の譲渡などの一時所得に対する分離課税分を含める

福祉手当対象一覧

手当の種類	対象者
特別障害者手当(国)	20歳以上で身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1、2度程度の障がい者が二つ以上重複するか、これと同等以上の障がいの方
障害児福祉手当(国)	20歳未満で身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1度と2度の一部の方
重度心身障害者手当(都)	常時複雑な介護を要する最重度の心身障がい者
特別障がい手当(都)	20以上の身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1~3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方
一般障がい手当(市)	身体障害者手帳1~4級、愛の手帳1~4度の方
特定疾患手当(市)	三鷹市が指定する特定疾患の方

手当によって、所得制限などの支給要件があります。

● 住民税非課税世帯の老証受給者の方に老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します

住民税非課税世帯の老人保健法医療受給者証(老証)受給者の方には、申請により、老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)が交付されます。減額認定証を医療機関の窓口に表示することで、入院時の一部負担金、食事の負担額が減額されます(別表)。

申請手続き
医療受給者証、健康保険証(区分)に該当する方で過去1年間に入院日数が90日を超える場合は入院日数を確認できる領収証などを持参し、保険課(市役所1階10番窓口)へ。

以前、減額認定証をお持ちだった方も更新手続きが必要です。

同課 ☎内線2384

所得による区分	負担割合	自己負担限度額(各月ごと)		標準負担額 (食事療養費) (1食あたり)
		1 外来(個人ごと)	2 外来+入院等の世帯ごとの限度額	
一定以上所得者	3割	44,400円	80,100円 + [(かかった医療費 - 267,000円) × 1%] (3 44,400円)	260円
一般	1割(3割)	12,000円	44,400円	
区分 5	1割	8,000円	24,600円	210円
区分 5			15,000円	(4 160円)

- 1 外来での自己負担額は各医療機関などで限度額を超えても徴収されます。
- 2 入院などでの自己負担額は各医療機関などの限度額までです。
- 3 過去12カ月間に4回以上、入院の世帯ごとの限度額を超えて高額医療費の支給を受ける場合の4回目以降の金額です。
- 4 過去1年間に90日を超える入院などがある場合は申請により160円になります。
- 5 生活療養標準負担額は区分 5の場合1食あたり210円、区分 5の場合は130円です。

● 一小スーパーリニューアル3期工事が始まります

一小スーパーリニューアル事業は、これまでの校舎の柱・梁(はり)基礎などを生かしながら、3年計画で改修・耐震工事を行うもので、地域のみなさんとの協働による「市民検討会議」で出された意見、要望を採り入れながら進めてきました。

同校は地域交流やスポーツ、防災の拠点など多目的に活用できる安全で開かれた学校として、来年2月の完成を目指しています。

施設課 ☎内線3224